

2022年9月6日

大阪障害者職業能力開発校
校長 淵田 智 様

自治労大阪府職員労働組合 労働支部
大阪障害者職業能力開発校分会
分会長 高島 智美

大阪障害者職業能力開発校要求書

大阪障害者職業能力開発校分会は、職員の労働条件維持・向上とともに組合員の意見をとりまとめ、下記のとおり要求するので、従来の労使慣行を尊重し、協議を行うとともに、誠意ある回答をされたい。

記

1. 定年退職に伴う欠員は、職員に労働超過を招くこととなる恐れのある重要な労働条件問題であることから、2023年4月1日をもって補充すること。また、年度途中の退職、長期の病気等の欠員も前記同様に、早期に補充すること。
2. 2023年度組織・人員を分会に提示し、労働条件・職場環境の改変に関することは、前もって分会と協議し、合意のうえ実施すること。
3. 2020年度から職業訓練指導員の特殊勤務手当として、10%支給から、調整額として、調整数1に改悪された。直ちに調整数で同等程度支給するよう再考されたい。
4. ハラスメントに関する職員研修を実施し、ハラスメント行為があった場合(職員間・職員と訓練生)・申し出があった場合は、適切に対応すること。
5. 校の改修に関しては、職場環境の変更が伴う大きな労働条件の問題であり、進捗状況を含めて分会に情報提供を行うとともに、適宜、協議を行うこと。
また校改修までの間の必要な箇所は、訓練生・職員のためにも、補

修・修理を行うこと。

6. 校が新型コロナウイルスに関連して休校になった場合、校再開の場合訓練生(特に寮生)の負担にならない様に、対策を講じること。
7. 寮舎監が2年続けて、年度途中で退職している。舎監の制度を見直し、長期にわたり働き続けることができるように改善すること。
また非常勤職員の生活安定を図るため、賃金をはじめ労働条件の改善を図ること。
8. オフィス実践科において2008年設立時は身体障がい対象の定員10名で指導員定数は2であった。障がいを問わない科目となった際、他科は定員が減となったが当科は変わらないままであり、更に言語障がい、学力困難、視覚・精神・発達・身体の重度化と重複障がいの訓練生を受け入れることとなり、担当職員の努力で対応されてきた。精神・発達障がいの重複障がいのある方に対応するため、配置基準を職域開拓科やJobチャレンジ科と同様の区分(訓練生定数5人につき常勤2、講師1)として配置すること。
9. 技術専門校・障害者校では「勤務時間の割振り」が適用されている。当校では通常の勤務時間は9時から17時30分である。1月からフレックスタイムが利用可能となったことから、当校でも業務に支障のない範囲(例えば8時30分から17時等)で適切に運用すること。
10. テクノ講座専任職員の配置について他校では、専任に加えて29時間の非常勤職員も配置されている。
テクノ専任職員がいない現状では、本校訓練生の指導に手が回らず、テクノの業務も十分にできない状態にあり、対策を図ること。

以上